

環境省研究会報告書「生物応答を利用した排水管理手法の活用について」(2015年11月公表)

環境省は、WET手法の有効性について、学識経験者からなる検討会で、約5年間、非公開で検討。

※WET手法とは：希釈した排水のなかで、藻類・ミジンコ類・魚類の水生生物の生存、成長、生殖に与える影響を測定し、工場・事業場からの排水全体が有毒かどうかを評価する手法。諸外国の一部で導入。

⇒【結論】WET手法の活用には多くの課題が存在するものの、WET手法の制度的枠組みとしては、当面、事業者の排水管理に関する自主的取り組みとして位置づけ、事業者による取り組みを促す。

WET手法には極めて多くの課題が存在

1. WET手法をわが国で活用することの問題点

- (1) 工場排水に含まれる化学物質と水生生物への影響との因果関係や、分析結果を踏まえた水質改善対策が、不明確。
- (2) 工場等からの排水口のみならず、下水道や農業排水等の流入がある公共用水域を含めた検討が必要。
- (3) 淡水生物や外来種を用いて試験することの合理性、妥当性に疑義。
(試験に使用される生物の生育や順応の程度は、河川・湖沼・海域、淡水・海水により異なる)
- (4) 試験機関や使用する生物種の確保など、実施のための環境整備が不十分。
- (5) わが国と諸外国の排水管理制度に違いがあるなか、個別物質規制の補完としてWET手法を導入すれば、過剰規制となる懸念。

2. WET手法がわが国企業経営に与える弊害

- (1) 排水管理の補完的手法としては、莫大なコストを要する可能性。
(WET試験に要する費用は、1検体あたり約100万円との説明だが、現実の試験実施頻度を想定すれば、1事業所あたり1,000万円超を要する見込み)
- (2) 地域との共生やリスクコミュニケーションへの懸念。
(科学的知見が不十分ななか、WET手法の結果と併せて具体的な改善策を地域住民に説明できなければ、地域との信頼関係に支障をきたすおそれ)

3. 政府が事業者の自主的取り組みと位置づけて推進することの問題点

- (1) 自主的取り組みは、経済界自らその意義・必要性等を理解して行うもの。
政府がWET手法の普及促進策を打ち出せば、自治体による条例制定等につながることを懸念。
- (2) 自主的取り組みを促す法的根拠に、水濁法第14条の4(事業者の責務)を挙げるが、本項は毒性影響が明らかではない物質を確認する趣旨ではない。試験結果によっては、水濁法との関係で大きな問題。

政府が事業者に対して、排水管理手法としてWET手法の活用を促すべきではない。
環境省は、WET手法を制度的に位置づけ推進する必要性について、その根本から再考すべき。

1. 産業界は、環境基本法や水濁法等に基づき、人の健康の保護と生活環境の保全をするうえで科学的に必要な政策に可能な限り協力し、わが国における水質の改善に大きく寄与。今後も同様。
2. 一方、生物多様性の保全など、今日的な課題の解決のための政策は、科学的知見はもちろん、費用対効果を十分に吟味し、関係者の意見を聞き、理解を得たうえで、進めるべき。
3. 政府は、日本経済の再生を最優先課題に掲げ、経済界に対して設備投資の促進等を求めるなか、「六重苦」の解消の一環として、経済との両立を十分に考慮した環境政策を立案・推進すべき。